

## 1 土地利用の方針

まちづくりの目標に基づき、都市の骨格を考慮した上で、具体的な土地利用について、地域の特性を活かし、計画的で合理的な土地利用の方針を設定します。

住宅地については、低層住宅、中低層住宅、中高層住宅など、それぞれの地域の特性にあわせた土地利用を考えます。

商業・業務地については、中心商業地や地域の商店街などの特性や、商業、業務、文化、教育などの施設の立地や商業・業務活動の積極的な展開を考慮した土地利用を考えます。

一体的な建物用途のまとまりや、周辺と調和した土地利用を図った良好な市街地を形成するとともに、高層化が容認できる地域においては、建築物の高層化を誘導・促

進し、建ぺい率を抑制することによりオープンスペースを確保します。

また、空地・沿道の緑化などにより、ゆとりとうるおいのあるまちづくりを推進します。

多摩市内の主要な緑地などについては、市民にうるおいを与える空間として保全するとともに、市内を流れる河川については、治水能力を向上しつつ、親水化を促進します。

社会情勢の変化を踏まえ、市内の都市計画一団地の住宅施設については周辺地域とのバランスなどを考慮しながら、時代の変化に対応した見直しを行います。

多摩ニュータウン区域内にある未利用地や、小中学校統廃合の跡地については、都市機能や地域の特性などを勘案しながら土地利用を図ります。

## 2 住環境・住宅の整備方針

すべての年齢層にとってやさしく、魅力あるまちづくりを目標とし、高齢世帯や若年世帯、単身世帯など市民のライフステージの変化に対応し、長く住み続けられる住宅づくりを推進します。

豊かな自然環境を大切に、環境や生態系に配慮しながら、生活にうるおいを与える住環境づくりをめざします。地域のコミュニティ活動が育つような、人と人がふれあうまちづくりをめざします。

## 3 商業・産業・業務の整備方針

多摩市内4駅を中心とした各拠点地区や主要幹線道路沿道地区などの商業地、業務地、産業業務地については、それぞれの地域特性にあわせて、商業・業務施設を集積して、活気と魅力あるまちづくりを推進します。

商業地、業務地、産業業務地については、土地利用を促進、純化し、地域産業の育成や商業・業務施設の誘致などにより、職住近接のまちづくりを推進します。

## 4 水と緑の整備方針

「水辺」と「緑」を都市の魅力として活用し、多摩市のアイデンティティを高めます。

市内の環境保全、レクリエーション、美しい景観形成や防災などに寄与する公園・緑地の確保に努めます。

市内の貴重な水や緑などの保全と育成に努めます。

市内の公園・緑地・緑道や河川・水路による水と緑のネットワークの形成を図ります。

市民・行政・民間の協働による緑の保全・創出に努めます。

## 5 交通ネットワークの整備方針

多摩地域の幹線道路網となる都市計画道路や多摩川架橋の整備促進を図ります。

都市計画道路を補完し、生活道路として利用される、道路網の整備を図ります。

駅周辺地区や商業・業務地および住宅地区での駐車場・駐輪場の整備を図り、交通の円滑性、施設利用の利便性の向上、緊急時の交通確保などに努めます。

高齢者、障害者、低年齢者などの歩行者の安全性、利便性を重視し、歩道の整備など、人にやさしい交通環境の形成を図ります。

高齢化社会への対応、環境への負荷の低減、また、利便性向上のために、多摩市内外の広域の公共交通体系を充

実するとともに、公共公益施設のバリアフリー化を促進します。

地域の交通需要の実態や地形特性などを配慮した、きめ細やかなサービスをめざし、多摩市内の移動性を高めます。

## 6 景観づくりの方針

まちの景観を構成する要素として、道路、公園、公共建築物などの公共施設は、先導的な役割を示していますが、民間施設も含めて、より良い景観を形成していきます。

多摩市の景観づくりにあたって多摩川や多摩丘陵などの恵まれた自然空間による水と緑の空間形成と、計画的に整備された美しいまちの形成を図り、自然空間と都市的空間が調和した快適で、魅力ある都市景観の創出に努め、多摩市や地域の顔づくりを進めます。

市民・行政・民間の協働による景観づくりを図ります。

## 7 防災まちづくりの方針

地震時の建造物の倒壊や大規模火災の発生、洪水時の浸水などの災害への対応を考慮し、地域の防災対応力の向上を図ります。具体的には、都市基盤施設の耐震強化、不燃化の促進、避難地の確保、情報伝達やライフラインの確保などにより、安全で安心して住むことのできるまちづくりをめざします。

災害が発生した場合は被災市街地復興特別措置法などの関係法令にもとづき、計画的な市街地復興に対応します。

## 8 福祉まちづくりの方針

多摩市の都市特性を考慮し、だれもが安心して生活し、活動ができる都市環境を備えた、住みやすいバリアフリーのまちづくりをめざします。

歩行者専用空間や公共交通手段の見直しを行い、すべての市民が快適に行動できるように都市環境づくりをめざします。

公共公益施設などにおいては、高齢者や障害者が安全で快適に利用しやすい施設整備に努めます。

高齢者や障害者が、安心して生活できる地域の福祉意識の向上と、相互の連携、協働ができるまちづくりを推進します。

## 9 生活関連施設の整備方針

環境問題、多様化する市民生活への対応、地域活動支援など、都市として、必要不可欠な生活関連施設の整備・充実を図り、長く安心して快適に住むことのできるまちづくりを推進します。

## 将来構想図

